

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を一部支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日から、A所在のBにおいて、大工として業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日午前○時頃、建築用材料購入のため、自宅からスクーターを運転中、自転車との接触を避けようとして急ブレーキをかけたところ転倒し、負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、同日、C病院に受診し、「左鎖骨骨折」、「頭部挫傷」、「頸椎捻挫」、「腰椎捻挫」、「骨盤挫傷」と診断され、同日、D病院に転医し、「鎖骨骨折」、「頸椎症性神経根症」、「腰部脊柱管狭窄症」と診断された。

- 3 請求人は、本件事故により負った傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間の○日分の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の各傷病のうち「左鎖骨骨折」、「骨盤挫傷」、「左肩関節拘縮」、「頸椎症性神経根症の増悪（急性期間まで）」について業務上の事由によるものであると認め、「左鎖骨骨折」、「骨盤挫傷」、「左肩関節拘縮」は平成○年○月○日、「頸椎症性神経根症（既往症）の増悪（急性期間までを補償）」は同年○月○日をもってそれぞれ治癒（症状固定）と判断し、同年○月○日から同年○月○日までの間のうち待機期間を除く○日分を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。本件は、請求人が、本件処分の症状固定の判断等を不服として、同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査

請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した左上腕動脈血流障害及び神経因性膀胱（排尿障害）が業務上の事由によるものと認められるか、また、本件事故に係る請求人の左肩関節拘縮が平成○年○月○日をもって治癒したとして、同月○日以降の期間に係る休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、左上腕動脈血流障害及び神経因性膀胱（排尿障害）の発症が業務上の事由によるものである旨主張するとともに、左肩関節拘縮のヒアルロン酸の治療が平成○年○月○日以降に開始されており、神経因性膀胱の具体的な治療経過等を明記したE医師の診断書もあり、左上腕動脈血流障害のため就労不可能であったことから、同日にはまだ治癒（症状固定）となっていない旨主張するので、以下、検討する。

(2) 請求人に係る左上腕動脈血流障害について、F医師は、監督署長宛ての平成○年○月○日付け意見書では、このような臨床経験はなく、過去の報告も乏しく、原因、療養の見込み、症状固定時期等は不明である旨述べる一方、請求人に交付した平成○年○月○日付け診断書では、病態生理としては左鎖骨骨折が強く関連していると考えられる旨述べ、また、平成○年○月○日付け意見書では、受傷後の経時的変化に伴うもの、あるいは、続発症として妥当と考えるが、非常にまれな状況といえる旨述べているものの、発症の機序や本件事故と左上

腕動脈血流障害との因果関係については、明確には判断していない。また、G医師は、平成○年○月○日付け「地方労災医員の意見書」において、同傷病は外傷に伴う何らかの障害ではないかと推測される旨述べているも、同意見は、血流障害の程度が病状と整合的でないことから、外傷による可能性を示唆するものにすぎないと判断される。

これに対し、H医師及びI医師は、それぞれ平成○年○月○日付け意見書及び同月○日付け意見書において、同傷病の原因は不明である旨述べており、J医師、K医師及びL医師も、それぞれ平成○年○月○日付け「職業病相談員の意見書」、平成○年○月○日付け意見書、平成○年○月○日付け「地方労災医員の意見書」において、同傷病は本件事故との因果関係は認められないとの趣旨の意見を述べている。

当審査会としては、左上腕血流障害は、本件事故後1年経過して確認されたものであり、その原因ないし機序を明確に述べた医学的見解も認められない以上、K医師、L医師らも述べるとおり、本件事故と請求人に係る左上腕動脈血流障害の発症との間に因果関係は認められないものと判断する。

- (3) 請求人に係る神経因性膀胱（排尿障害）について、E医師は、平成○年○月○日付け意見書及び平成○年○月○日付け診断書において、本件事故が契機となって平成○年○月から排尿困難著変となり、同年○月○日当科初診、神経因性膀胱（膀胱の収縮が低下）を二次的に発症したと思われる旨述べているところ、同医師の後任であるM医師は、平成○年○月○日付け意見書において、年齢やその他の原因により排尿障害が増悪することがあるが、事故による影響か否かを判定することは難しく、不明である旨述べている。

さらに、H医師は、平成○年○月○日付け意見書及び同年○月○日付け意見書において、排尿障害は頸髄症を来した影響や腰部脊柱管狭窄症の既往との関連はあるものの明確な結論は難であり、原因不明である旨述べ、J医師は、平成○年○月○日付け「職業病相談員の意見書」において、排尿障害の原因が不明であり、本件事故との相当因果関係は認められない旨述べており、N医師は、平成○年○月○日付け意見書において、一般的に外傷直後から排尿障害が生じることが多く、半年後の発症は考えにくいことから、本件事故が排尿障害の主原因とは考えられず、また、本件の場合は薬物療法等で排尿可能であり、泌尿器科的症状により休業が必要になることはない旨述べている。

当審査会としては、一件資料を精査するも、本件事故直後から排尿障害があった旨の請求人の主張を認めるに足りる客観的な医学的記録が見いだせず、M医師、N医師らの意見は妥当なものと認められることから、本件事故と請求人に係る神経因性膀胱（排尿障害）の発症との因果関係は明確ではないと判断する。

- (4) 請求人に係る左肩関節拘縮については、H医師は、平成○年○月○日付け意見書及び平成○年○月○日付け診断書において、鎖骨骨折後の肩痛悪化は腱板損傷で、今回の外傷によるものかは断定できない、左肩関節可動域を測定したら左肩関節拘縮もあった旨述べており、O医師は、平成○年○月○日付け意見書では、肩関節可動域制限の原因を左鎖骨骨折による拘縮と述べるも、同年○月○日付け意見書では、左肩の痛みを平成○年○月○日になり訴えたため、同日以降2週間に1回注射加療が始まる、また、休業が必要と思われる期間は平成○年○月○日までである旨述べている。

さらに、J医師は、平成○年○月○日付け「職業病相談員の意見書」)において、左肩関節の拘縮は入院中に治療しており、特段の主治医の指示もなかったことから、左鎖骨骨折と同時期に治癒したものと判断してよいと考える旨述べており、K医師は、平成○年○月○日付け意見書において、拘縮に対する徒手矯正の影響が加味された肩関節周囲炎(いわゆる五十肩)というべきであり、平成○年○月○日以前に強い拘縮ではなくなっていたものと思われ、同年○月○日の症状固定日の判断は妥当なものと考えられる旨述べている。

そうすると、請求人に係る左肩関節拘縮によって休業が必要と考えられる期間については、O医師、J医師、K医師とも、平成○年○月○日の症状固定日以前とみる点で一致した意見を述べているところであり、当審査会としては、本件事故から一定期間受診をしなかった本件経過をも踏まえると、これらの意見は妥当なものであり、請求人に係る左肩関節拘縮は、平成○年○月○日には治癒（症状固定）となったものと判断する。

- (5) よって、請求人に係る左上腕動脈血流障害及び神経因性膀胱（排尿障害）の発症が業務上の事由によるものであるとは認められず、また、請求人に係る左肩関節拘縮は平成○年○月○日には治癒（症状固定）となったものと判断することが相当である。

- (6) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を

左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却することとして、主文のとおり裁決する。